

横浜市
踊場駅周辺地区
道路特定事業計画

2023年12月

横浜市戸塚区
横浜市泉区
横浜市道路局

横浜市
踊場駅周辺地区道路特定事業計画

【目 次】

1. はじめに.....	1
2. バリアフリー法の仕組み.....	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路.....	2
4. 道路特定事業計画とは.....	4
5. 主な整備基準.....	6
6. 整備計画.....	7
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって.....	19

1. はじめに

横浜市では、平成 18 年 12 月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

戸塚区では平成 30 年 11 月に「戸塚区バリアフリー基本構想」を、泉区では平成 25 年 3 月に「いずみ中央駅・立場駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成しており、バリアフリー化を進めています。

踊場駅は戸塚区と泉区にまたがって位置しており、地域交通の拠点となっているほか、周辺には文化施設、福祉施設及び商業施設等が集積し、地域のニーズが高いことから、新たに令和 4 年 7 月に「踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この基本構想の実現に向け、「横浜市踊場駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー法の仕組み

（1）バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の 2 つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。

また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

■重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村ではバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を策定します。

（2）バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から 5 年後を目標に事業を実施していきます。

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

踊場駅周辺地区バリアフリー基本構想では、踊場駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設のことです。

主として、

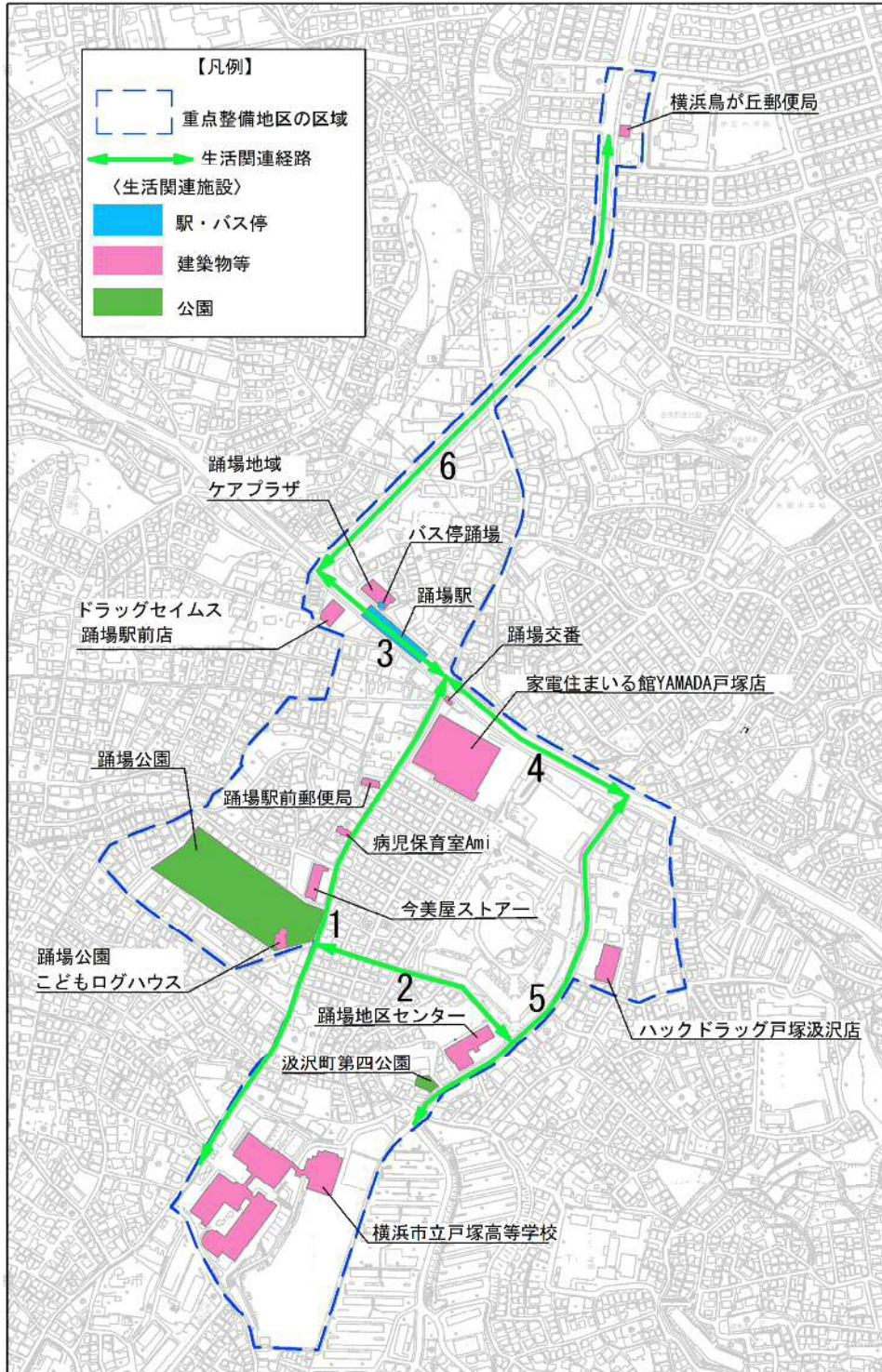
- (1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
 - (2) その施設へ至るまで、踊場駅から徒歩圏内(概ね 500m 圏内)であること。
- という条件を満たす施設です。

■生活関連経路とは

生活関連施設相互間の経路のことです。

■重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

【踊場駅周辺地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

5. 整備方針

(1) 目標年次

原則として、2027年度までを目標に整備を実施します。

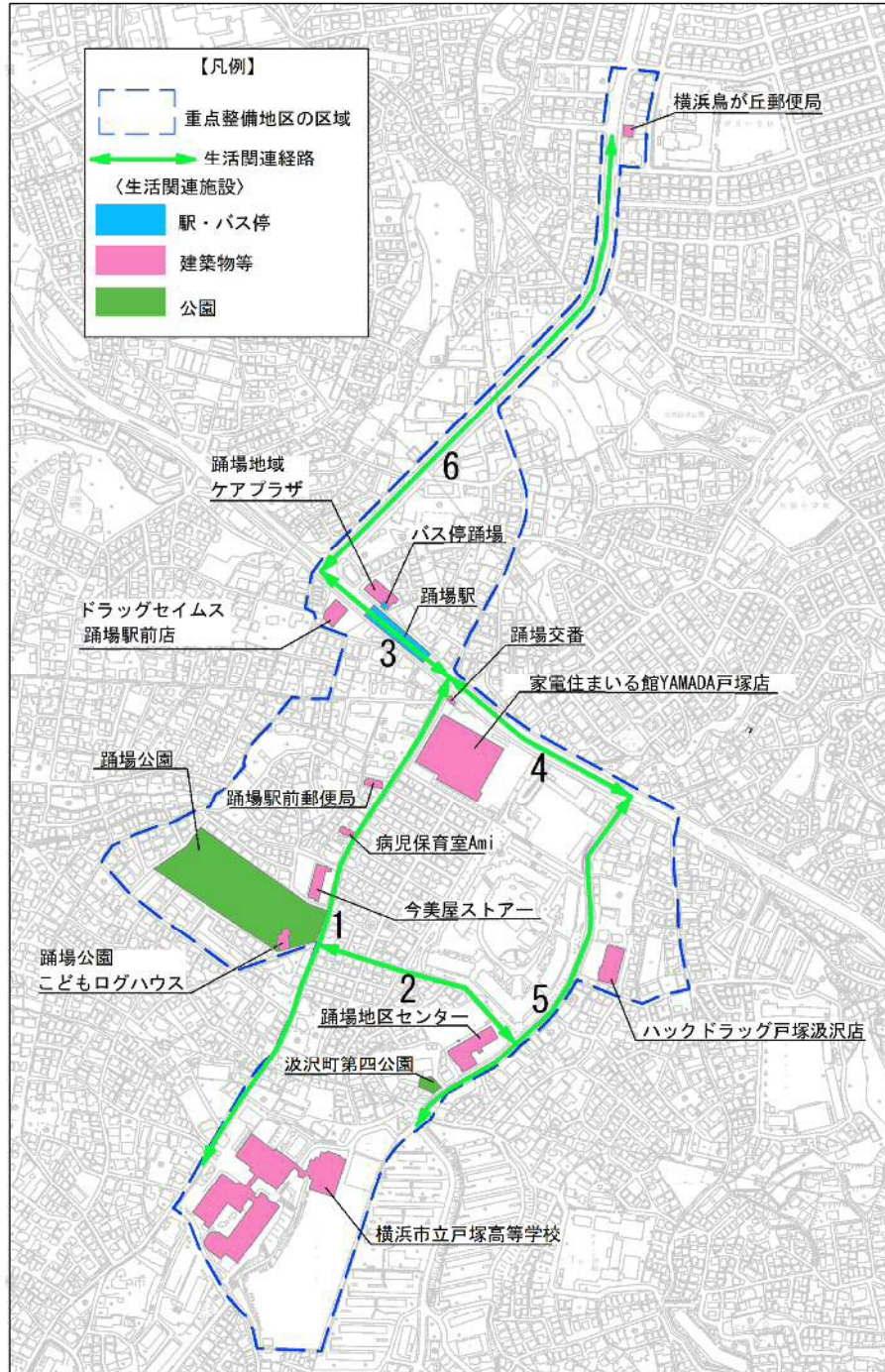
(2) 整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

(3) 対象経路の事業範囲

生活関連施設相互間のネットワークを考慮して、対象経路の事業範囲を設定しました。

【踊場駅周辺地区】



0 250 500 m

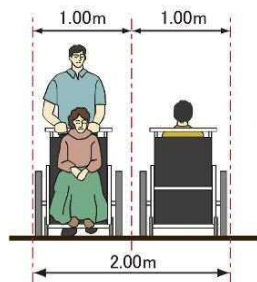
【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

(4) 主な整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

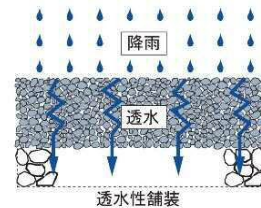
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



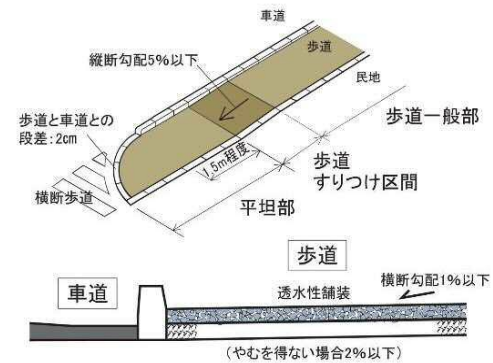
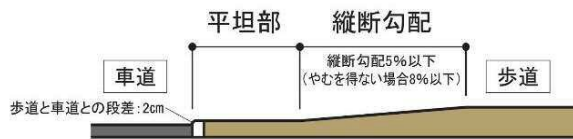
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の入出口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

なお、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

(1) 踊場駅周辺地区

1) 個別経路の事業計画

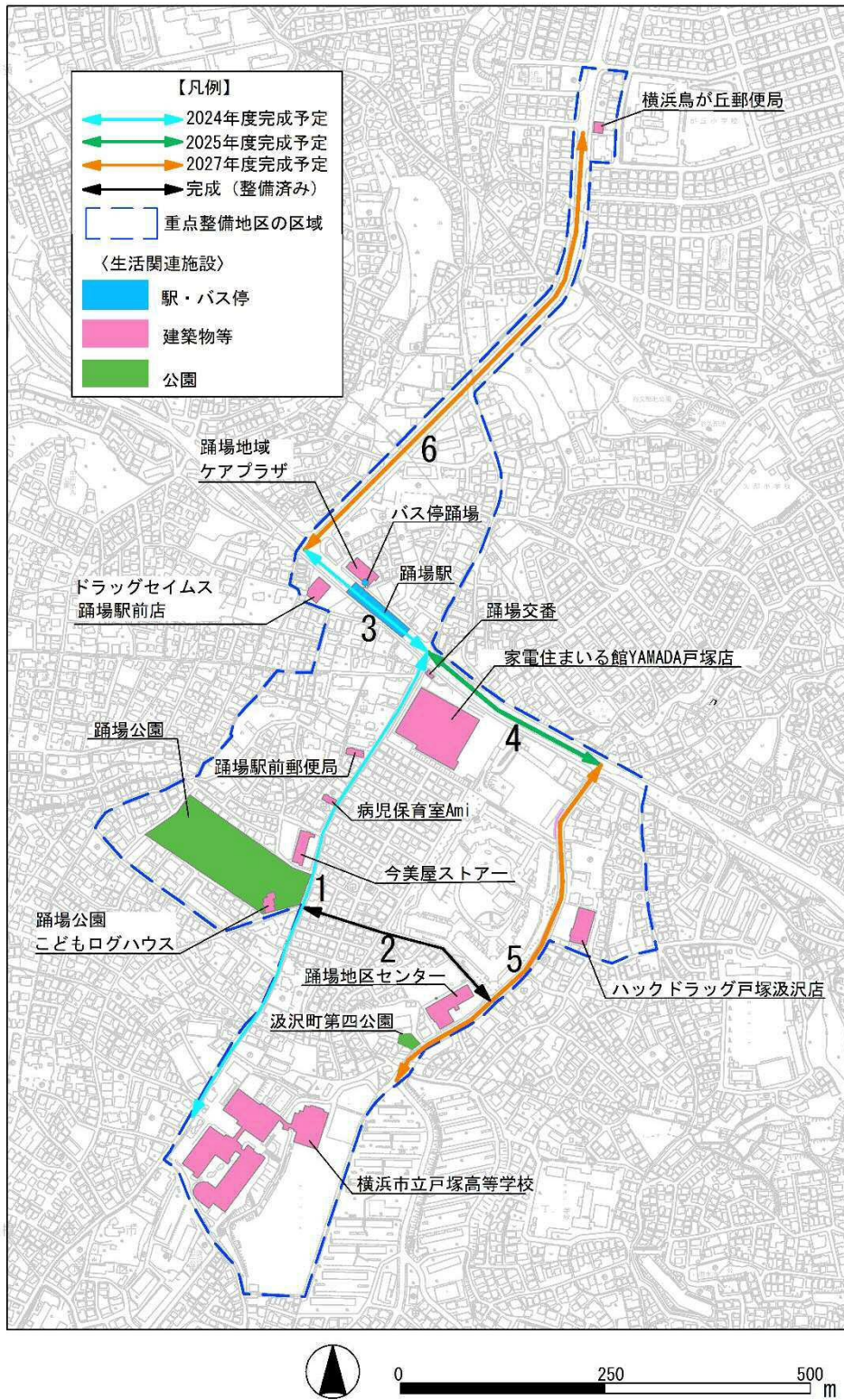
【踊場駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間				事業内容と事業量												事業実施予定計画 (年度)																									
経路名称 事業区間	事業延長 m	生活関連施設	生活関連経路	歩行空間の確保	道路構造の改修			視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修		その他									2 0 2 3	2 0 2 4	2 0 2 5	2 0 2 6	2 0 2 7																		
				歩道の拡幅	車道の改修	歩道の改修			交差点等の部分敷設		排水施設の敷設	路面標示の敷設	舗装の改修	車止めの移設	ポストコーンの移設	横断防止柵の設置	防護柵の設置	電柱の移設																							
						全面改修	部分改修	平坦性の改善	新設	改修														箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所								
経路1	中田第599号線	625	●				88						50	2																											
経路3	県道横浜伊勢原	215	●				49						2																												
経路4	県道横浜伊勢原	260	●										5			1	1																								
経路5	汲沢第58号線	470	●				146		5										1	100	43	2																			
経路6	中田さちが丘線	710	●				120	1	6	1																															

事業実施に際して配慮すべき重要事項

・電柱移設には、移設先と調整が必要である。
 ・防護柵・横断防止柵の設置は、土地利用(沿道状況)に応じて設置を検討する。

2) 道路特定事業計画の対象経路



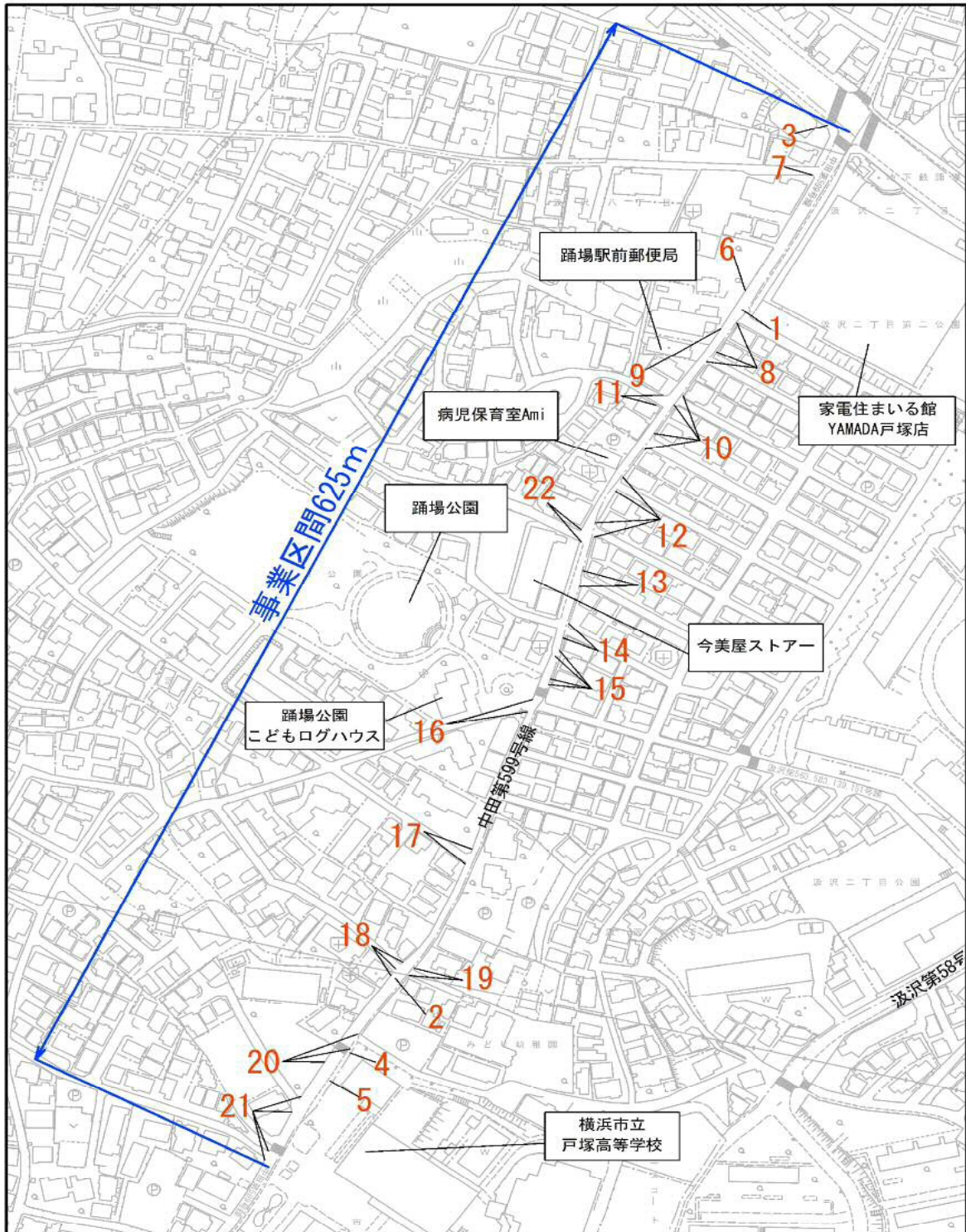
【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

※バリアフリー基本構想において、「今後機会を捉えて検討する」とされている「自転車の走行環境の整備」については、横浜市自転車活用推進計画に基づき検討することとする。

※バリアフリー基本構想において、経路3-5「歩道の平坦性改善の検討」があげられているが、現地調査の結果、勾配基準内に収まっていることが確認されたので、本計画では対象としないこととする。

■ 踊場駅周辺:経路1

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		中田第599号線		
事業区間		踊場交番前交差点～横浜市立戸塚高等学校の区間		
事業延長		625m		
事業実施予定期間		2023年度		
【整備方針】				
課題：歩道舗装が劣化し不陸が生じている。 集水柵蓋の網目が大きい。 路面標示「速度抑制」の表示があるのが望ましい。				
対策：歩道舗装を改修する。 集水柵蓋を細目に変更する。 路面標示「速度落とせ」を表示する。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m ²			
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m ²	88	3,4,5
	平坦性の改善	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
排水施設の蓋改修	箇所	50	6～22	
路面標示の敷設	箇所	2	1,2	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				

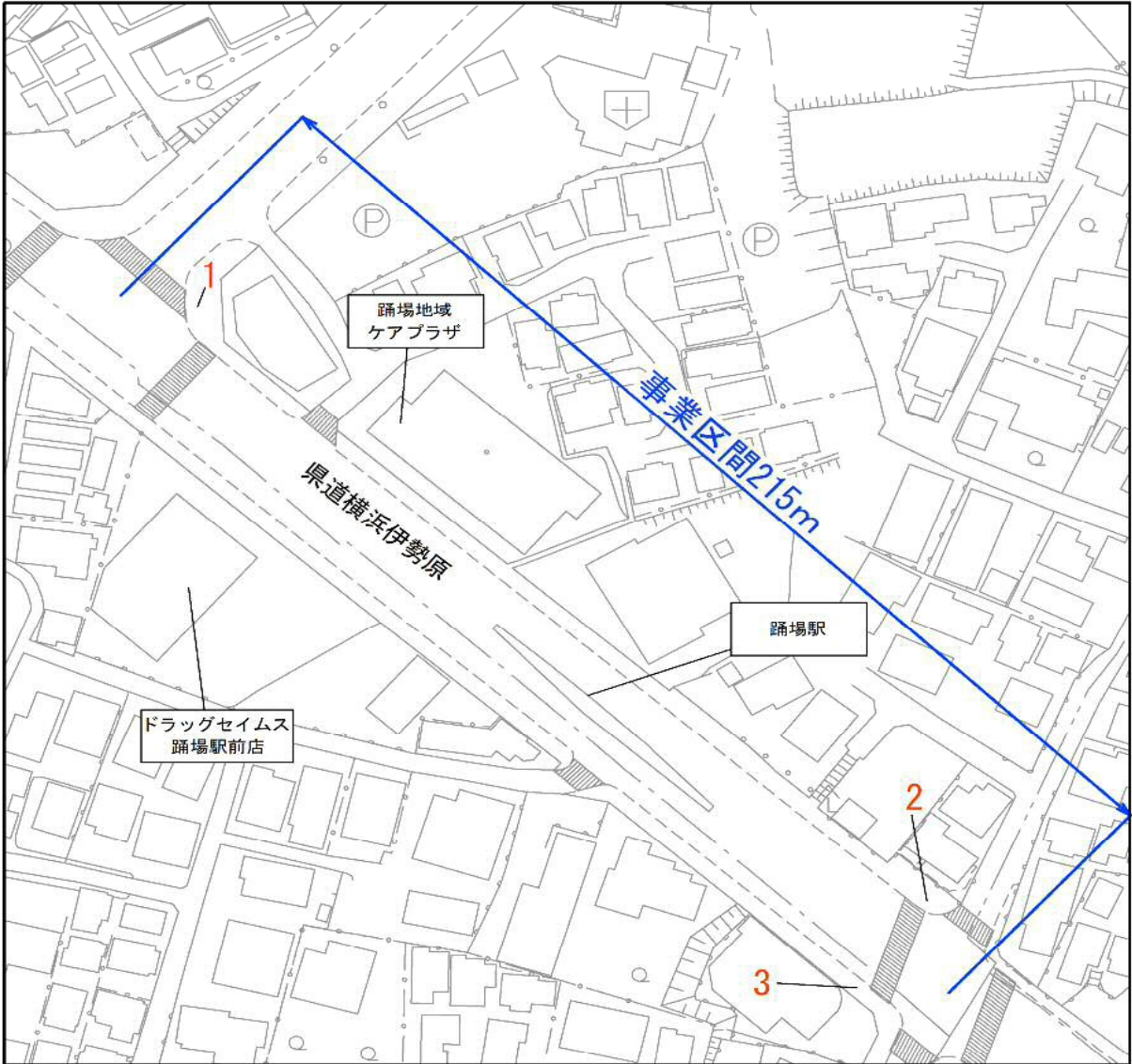


【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

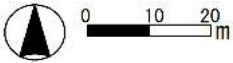
1 : 整備箇所

■ 踊場駅周辺:経路3

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		県道横浜伊勢原		
事業区間		中田町東原交差点～踊場交番前交差点の区間		
事業延長		215m		
事業実施予定期間		2024年度		
【整備方針】				
課題：歩道舗装が劣化し不陸が生じている。 視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない。				
対策：歩道舗装を改修する。 視覚障害者誘導用ブロックを改修する。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
	歩道の拡幅	m		
道路構造の改修				
	車道の改修	m ²		
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m ²	49	3
	平坦性の改善	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	2	1,2
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



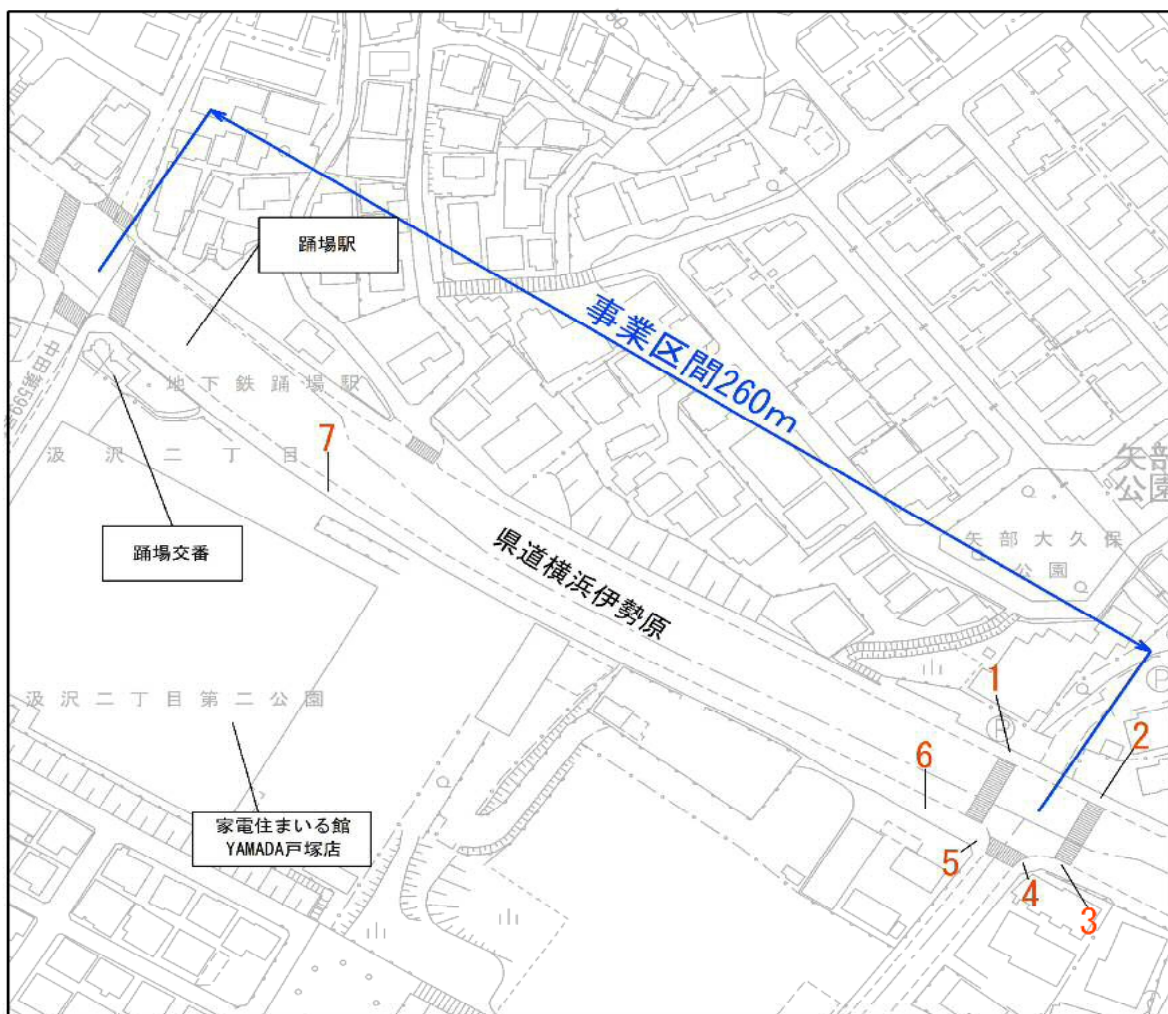
1 : 整備箇所



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

■ 踊場駅周辺:経路4

道路特定事業計画書【生活関連経路】					
経路名	県道横浜伊勢原				
事業区間	踊場交番前交差点～県営汲沢団地入口交差点の区間				
事業延長	260m				
事業実施予定期間	2025年度				
【整備方針】					
課題：視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない。 舗装の補修が必要な箇所がある。 車止めの移設が必要な箇所がある。					
対策：視覚障害者誘導用ブロックを改修する。 舗装の補修を行う。 車止めの移設をする。					
【事業内容】					
	整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保					
	歩道の拡幅	m			
道路構造の改修					
	車道の改修	m ²			
	歩道の改修	全面改修	m		
		部分改修	m ²		
		平坦性の改善	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
	交差点等の部分敷設	新設	箇所		
		改修	箇所	5	1,2,3,4,5
その他					
	舗装の改修	箇所	1	7	実施済
	車止めの移設	箇所	1	6	実施済
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					

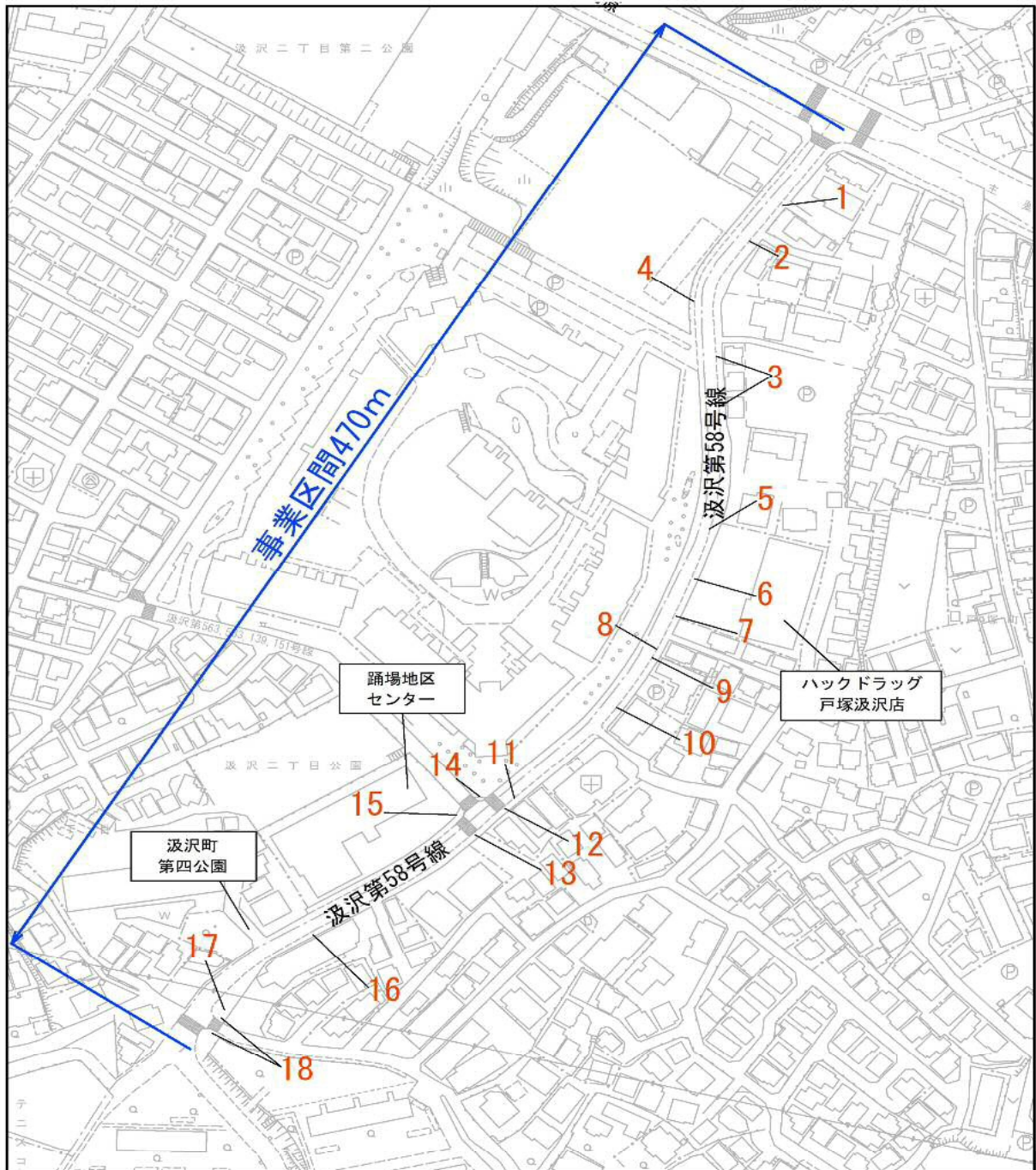


1 : 整備箇所

【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

■ 踊場駅周辺：経路5

道路特定事業計画書【生活関連経路】					
経路名	汲沢第58号線				
事業区間	県営汲沢団地入口交差点～横浜市立戸塚高等学校の区間				
事業延長	470m				
事業実施予定期間	2023年度～2027年度				
【整備方針】					
課題： 歩道中央にポストコーンが設置されている。 舗装が劣化し不陸が生じている。 電柱が歩道中央に設置されている。 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 防護柵・横断防止柵が設置されていない。					
対策： ポストコーンを適切な位置に移設する。 歩道舗装を改修する。 電柱移設の検討を行う。 視覚障害者誘導用ブロックを新設する。 防護柵・横断防止柵の設置の検討を行う。					
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保					
	歩道の拡幅	m			
道路構造の改修					
	車道の改修	m ²			
	歩道の改修	全面改修	m		
		部分改修	m ²	146	17
		平坦性の改善	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
	交差点等の部分敷設	新設	箇所	5	12.13.14.15.18
		改修	箇所		
その他					
	ポストコーンの移設	箇所	1	1	
	横断防止柵の設置	m	100	2,3,6,7,8,10,11	
	防護柵の設置	m	43	4,5	
	電柱の移設	箇所	2	9,16	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					
・電柱移設は、移設先と調整が必要である。					
・防護柵・横断防止柵の設置は、土地利用(沿道状況)に応じて設置を検討する。					

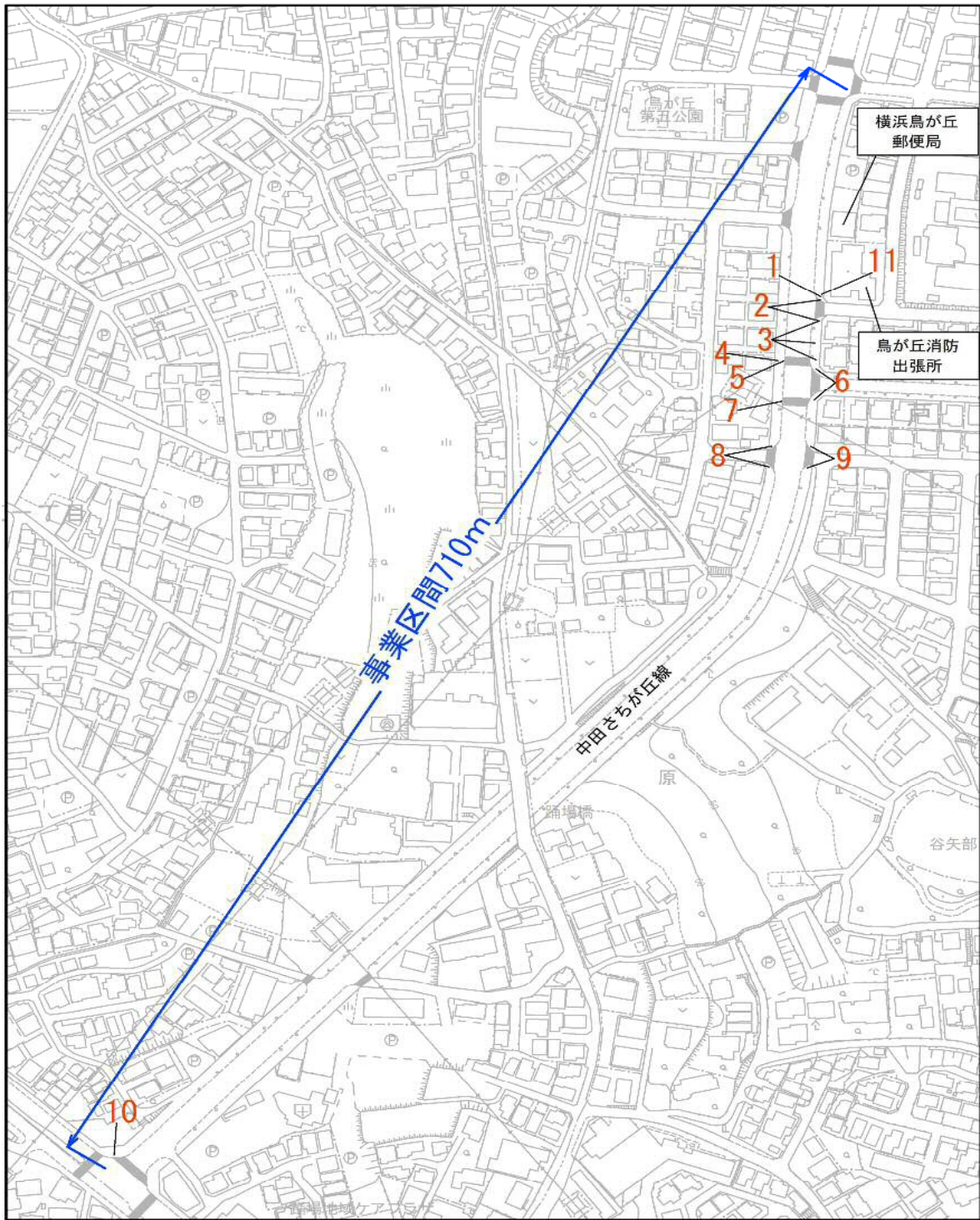


1 : 整備箇所

【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

■踊場駅周辺:経路6

道路特定事業計画書【生活関連経路】 経路名 中田さちが丘線 事業区間 中田町東原交差点～横浜鳥が丘郵便局の区間 事業延長 710m 事業実施予定期間 2026年度～2027年度				
【整備方針】 課題：視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない。 歩道舗装が劣化し不陸が生じている。 横断歩道部の平坦性が確保されていない。 対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設、改修する。 歩道舗装を改修する。 横断歩道部の平坦性を確保する。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m ²			
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m ²	120	1,3,4
	平坦性の改善	箇所	1	11
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
交差点等の部分敷設	新設	箇所	6	2,5,6,7,8,9
	改修	箇所	1	10
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】 ・平坦性の改善については、近隣関係者と調整が必要である。				



1 : 整備箇所

【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市
踊場駅周辺地区
道路特定事業計画

2023年 12月

横浜市戸塚区戸塚土木事務所

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2974-1

電話:045-881-1621 FAX:045-862-3501

横浜市泉区泉土木事務所

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-2

電話 : 045-800-2532 FAX:045-800-2540

横浜市道路局道路部施設課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎21階

電話 : 045-671-2731 FAX:045-651-5443

【横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9022号】